

DV被害者の一時保護委託(契約施設数)

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成20年4月1日現在で261施設。
- 平成19年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,750人(女性本人1,661人、同伴家族2,089人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。

DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成20年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	知的障害者更生援護施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	96 (97)	90 (89)	25 (23)	20 (19)	4 (7)	8 (6)	9 (6)	6 (4)	3 (5)	261 (256)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成19年4月1日現在